

令和5年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等について、令和5年4月から実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

記

1 建設業法施行令の一部改正に伴う技術者専任要件の変更について

令和5年1月1日付で下記のとおり技術者専任要件が変更になりました。

- (1)特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限
4,000万円→4,500万円（建築一式工事 6,000万円→7,000万円）
- (2)主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限
3,500万円→4,000万円（建築一式工事 7,000万円→8,000万円）
- (3)特定専門工事の下請代金額の上限
3,500万円→4,000万円

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>建設工事における技術者及び現場代理人の取扱いについて》

2 建設工事における一斉休工の取り組みについて

令和4年4月から「ふじ丸デー」の対象日を第2・4土曜日の月2日で実施していましたが、さらなる拡充を図るため、令和5年4月1日から第1・2・4土曜日の月3日、令和5年10月1日から毎週土曜日に実施することとなりました。

事業者の皆さまにおかれましては、一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組の趣旨をご理解いただき、実施のご協力をお願いします。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>建設工事における一斉休工（「ふじ丸デー」）の取り組みについて》

3 建設工事書類の簡素化・統一化の推進について

市が発注する当初請負代金額130万円以上1,000万円未満（補助事業も含む。）の建設工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業のより一層の効率的な執行を図るため、「富士市小規模工事事務取扱要領」の定めにより、受注者が提出する工事書類を省略することができる事務取扱の簡素化・統一化の徹底を推進していきます。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>富士市小規模工事事務取扱要領（令和4年4月1日施行）》

4 建設工事における情報共有システム活用要領の施行について

建設工事における受発注者間の提出書類などについて、情報通信技術を活用して交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的として「富士市における情報共有システム活用要領」を制定しました。

情報共有システムの利用を希望する場合は、工事担当課と協議した上でご利用ください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>情報共有システム》

5 建設工事の総合評価落札方式における評価対象期間の変更について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、「配置予定技術者の能力」区分内の「継続教育（CPD又はCPDS）の取組状況」を令和4年度に過去4か年度に延長していましたが、県の運用に準じて過去2か年度に戻すこととします。

6 週休2日制工事の試行拡大について

建設産業の働き方改革を推進するため、発注者指定型週休2日制工事の発注を拡大していきます。対象工事は入札公告又は指名通知に記載しますので、制度の詳細は富士市ウェブサイトをご確認ください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>週休2日制工事の試行について》

7 着手日選択型工事の試行について

施工時期の平準化と、技術者の効率的な配置や建設機械、資材の有効活用を図るため、令和4年度より着手日選択型工事を試行導入しています。対象工事は入札公告又は指名通知に記載しますので、制度の詳細は富士市ウェブサイトでご確認ください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>着手日選択型工事の試行について》

8 令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請の定期受付時期の変更について

令和6・7年度「建設工事」・「測量・建設コンサルタント等」・「物品の買入れ等」競争入札参加資格審査申請の定期受付時期を、西暦奇数年の11月1日から11月末日までを12月28日までに変更します。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>入札参加登録>令和6・7年度 「建設工事」・「測量・建設コンサルタント等」・「物品の買入れ等」競争入札参加資格審査申請の定期受付時期の変更について》

9 土木工事書類作成提出要領の施行について

受発注者が作成している土木工事書類についての要領を作成しました。富士市のウェブサイトにて内容を確認してください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>土木工事書類作成提出要領を掲載しました（令和5年4月1日施行）》

問い合わせ先

入札・契約事務について

電話 55 - 2727

工事検査について

電話 55 - 2709